

(様式 1-3)

檜葉町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	事業番号
		あおぞらこども園遊具更新事業	A-1-1
交付団体	檜葉町	事業実施主体	檜葉町
総交付対象事業費	6,638 (千円)	全体事業費	6,638 (千円)
事業概要			
○事業の概要			
<p>あおぞらこども園内にある既存の遊具(すべり台(富士山):1、すべり台(ぞう):1、すべり台(中庭):1、木かん車(すべり台):1、ちびっことりで(はしご・展望デッキ・すべり台):1、はんとろ棒:1)を更新する。</p> <p>あおぞらこども園の遊具を更新することにより、就学前児童の外遊びの機会の確保を図ることを目標とする。</p> <p>本町は、現在、避難指示解除準備区域に指定されており、全町避難の状況にあるが、平成 26 年 5 月に帰町の判断を行い、早ければ平成 27 年春以降の帰町の見通しを示したところである。町の帰町時期に連動するように、学校やこども園の再開も平成 27 年春を予定している。</p>			
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性(実施要綱第 4 の 4 の一)			
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。			
檜葉町復興計画<第二次>において、子育て環境の充実について次のように施策を掲げている。			
【「檜葉町復興計画<第二次>」(平成 25 年 5 月策定)】			
第三章 復興のための施策			
3. 暮らしやすさを追求する			
3-2) 福祉施策と子育て環境の充実			
(1) 子育て支援等の環境整備			
②子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備			
<p>子どもの健やかな成長には、子どもたちが集い、のびのびと遊ぶことのできる「場」が欠かせません。まず、NPO やボランティアの協力を得て子どもの豊かな個性を育む遊びの場・機会を提供します。同時に、町に子どもの笑い声に戻ってくる日に向けて、子どもたちが利用しやすい公園づくりや、関連する既存施設等の有効活用のあり方などを検討し、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境の整備を進めます。</p>			
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係			
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障(実施要綱第 4 の 1)			
<p>本町の震災日当日(平成 23 年 3 月 11 日)の住民基本台帳登録人口(以下「住基人口」という。)は 8,042 人であったが、原子力事故により、現在に至るまで全町避難がなされており、本年 7 月末日の住基人口は 7,492 人まで減少している。</p> <p>平成 24 年 8 月の警戒区域から避難指示解除準備区域への再編により、日中の立ち入りが可能となり、公共インフラの復旧が急ピッチで進められた。しかし、郵便局・金融機関・小売店等の生活インフラについては、人々の営みがなされていない状態においての再開は困難であり、一部の小売店を除き、依然として休業状態が続いており、地域の活力が失われたままとなっている。</p>			
・平成 22 年 10 月 1 日人口 7,700 人(国勢調査結果)			

- ・平成 24 年 10 月 1 日人口 7,285 人（福島県現住人口調査月報）
- ・平成 24 年 10 月 1 日時点の避難者数 7,280 人（避難指示区域内の非避難者 4 名、避難指示区域外の居住者 1 名）

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（実施要綱第 4 の 1）

あおぞらこども園の遊具を更新することにより、放射性物質の影響への保護者の不安を払拭し、就学前児童を中心にこども達の外遊びの機会を確保し、体力の向上を図る必要がある。また、のびのびと広い園庭で遊ぶこどもたちの姿は、帰還を検討している子育て世帯に対しても大きな安心を与えるものであり、生活環境の整備と合わせ、町民の早期帰還の促進につなげていく。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第 4 の 4 の二①）

あおぞらこども園の園児の身体測定結果により、平成 22 年度と平成 26 年度の肥満度の割合を比較したところ、下記に記載のとおり平成 26 年度の肥満度の割合が高く、運動の機会が減少していることが伺える。

◆平成 22 年度肥満児 6.6%（166 人中 11 人）

◆平成 26 年度肥満児 12.5%（24 人中 3 人）

（肥満度判定区分の集計表（平成 22 年度・平成 26 年度）添付のとおり）

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第 4 の 4 の二①）

こども園の遊具については除染を行っており、線量は基準値を下回っているが、保護者との懇談会等において、放射線に対する全般的な不安及び長時間屋外に放置された既存の遊具についての放射性物質の影響への不安を感じる声が多く寄せられている。そのため、こども園再開後に、遊具を使つての屋外での運動機会の確保が難しい状況である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第 4 の 4 の二①）

あおぞらこども園は、町内唯一の認定こども園であり、園児が日常的に集まり、長時間過ごす施設である。また、園内に子育て支援センターが開設されており、園児以外の未就学児が利用する機会も多い。このため、同園の遊具を更新することにより、保護者の放射性物質の影響への不安を払拭し、外遊びの機会の確保を図る必要がある。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第 4 の 4 の二①）

現在、仮園舎に通園するこども園の園児 30 名を中心として、町内の就学前児童（305 名）について、帰町後の外遊びの機会の確保を図る必要がある。住民意向調査では、子育て世帯（20 代から 40 代）の 20% が町への帰還を希望または検討しており、早期帰還を促進するため、こども園の再開に合わせて遊具を更新し、子ども達が安心して外遊びのできる環境を整える必要がある。このため、町内唯一のこども園であるあおぞらこども園の遊具を更新することが効率的である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第 4 の 4 の二②）

あおぞらこども園は、平成 20 年 4 月に開園した比較的新しい施設であり、町の中心部に位置し、国道 6 号線から車で 1 分程度とアクセスが容易な場所にあり、周辺 1 km 圏内には住宅地も多く、徒歩による利用にも適している。また、あおぞらこども園には「子育て支援センター」が併設されており、園児以外の幼児・児童が利用できる体制も整っている。今後更なる利用促進を図るため、施設の一般開放日を設け、タ

ブレット端末等により住民への周知を行うなどにより、施設を利用する子どもたちの運動の機会の確保に努める。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

基幹事業において整備した施設における運動の効果を一層向上させる取組として、遊具を活用した運動方法に関する教職員・保護者向けの講習会の開催、屋外遊び場プレイリーダーの育成・配置、あおぞらこども園の一般開放や就学前児童を対象とした外遊びイベントの開催など、こどもの運動機会の促進及び運動効果を高める取り組みを行っていく。

また、園児の身体測定による肥満度の割合等について、震災前後のデータを比較し、遊具更新事業の効果について検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	